

報告第 4 号

平成 25 年度川崎市港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、平成 25 年度川崎市港湾整備事業特別会計の繰越明許費繰越額について次のとおり報告する。

平成 26 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

平成25年度 川崎市港湾整備

事業特別会計繰越明許費繰越計算書

1 地方自治法第213条第1項の規定による繰越額

款	項	事業名	金額
港湾整備 1 事業費	1 運営費	港湾計画事業	21,079,000
		港湾保安対策事業	68,524,000
	2 整備費	東扇島コンテナ事業	95,000,000
		東扇島施設事業	90,000,000
合	計		274,603,000

翌年度 繰越額	左の財源内訳				繰入金
	既収入 特定財源	未収入特定財源			
円	円	国県支出金	地方債	その他	円
21,079,000	21,079,000	-	-	-	-
60,024,000	39,894,000	20,130,000	-	-	-
75,824,000	75,824,000	-	-	-	-
90,000,000	60,000,000	30,000,000	-	-	-
246,927,000	196,797,000	50,130,000	-	-	-